

教職員に変形労働制

秋の臨時国会に提案か

越教組ニュース

一〇月に召集される臨時国会。そこで、教員の変形労働時間が法案として提案されるといふ報道があります。これに対しては、現場の教員からは猛反発。ネット上でも大炎上しています。

何が問題なのか

①今の時間外勤務が削減される根拠は一切示されていません。現状のままということです。

②変形労働時間制を導入したとしても、現在の実働勤務時間さえ、勤務時間におさまっています。

③変形労働時間制導入を地方自治体の判断に任せることにより、勤務時間管理や「一定の休日を設定」する責任を地方自治体や校長などに押しつけ、その責任を回避しています。

④労働基準法では、変形労働時間制の導入には、使用者側と労働組合（もしくは労働者の過半数代表）との労働協約の締結が条件とされています。政府・文科省が教職員を含む公務労働者の協約締結権やストライキ権などの労働基本権を制約した

まま導入を検討すること自体に道理がありません。

⑤夏季・冬季・春季の休業期間を閑散期としているが、本当に閑散期として扱えるのでしょうか。

⑥一年単位の変形労働時間制の導入が、ともに教職員の勤務実態や法律の規定にもとづき慎重に検討されたとは言いがたいことです。それだけに、強行に学校現場に変形労働時間制を持ち込まれば、子どもたちの教育にも、教職員の働き方にもさらなる困難が生まれることは火を見るよりも明らかです。



無視の教職員 等縮短休み 絶対反対！！

越谷市教職員組合
ホームページ



ねらいは何か

①看過できないとした長時間過密労働を覆い隠そうとするねらいをもったものです。平日の勤務時間が一時間長くなれば、当然のことながら名目上の時間外勤務は減少します。一日の拘束時間を増やす一方で、時間外勤務があたかも減っているかのように描き出せます。そして、あたかも長期休業期間に「一定の休日」が設定されていると装うことで、名目上の辻褃合

中高齢者・再任用者を顧みない 8月7日 人事院勧告！

- ①民間給与との0.09%（387円）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる。
- ②ボーナスを引き上げ（0.05月分）、民間の支給状況を踏まえ勤勉手当に配分する。
- ③民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒程度の初任給を1500円、高卒程度の初任給を2000円、30代半ばまでの職員について平均0.1%引き上げる。

6年連続となる改善勧告ですが、昨年度をもって「給与制度の総合的見直し」が完了したことともなう現給保障が廃止されたことにより、高齢層を中心に賃下げが起きました。それにもかかわらず、中高齢層職員に対する賃金の引き上げは行われませんでした。さらに、再任用者の賃金については、賃金水準が低いことを指摘し続けているにもかかわらず、そこに目を向けようとしない人事院の姿勢は、代償機関としての役割を放棄しているに等しい行為です。今後定年延長を行うのであれば、速やかに同一労働同一賃金とすべきです。

一方で、環境整備の中で、業務量に応じた要員が確保される必要があるとしたことは、私たちの運動を一定反映したものとも考えられます。今回の勧告は、一時金の引き上げを含めても公務労働者の生活改善には程遠いものです。現在とりくんでいる職場での人事委員会宛の要求署名など、ご協力をお願いします。

定数増の抜本的な解決を

文科省は、職場・教職員数の要求に比べて、教職員定数増、少人数学級の実現など、抜本的な改善策こそ行うべきです。にもかかわらず、文科省は給特法を口実に時間外手当を支給しない一方で、時間外勤務は命じないという形ばかりの約束で、他に例を見ない異常な働き方を強いてきました。そんな中で、かつては「教員が忙しい？嫌ならやめる！代わりはいくらでもいる」…かと思ったら、誰

もいなくなっていた。教員がいらない、足りない。年々深刻になっていく状況です。それなのに変形労働時間制を導入し改善の方向。多くの教員志望者は、進路変更していません。組合は、一年単位の変形労働時間制の検討を撤回することを強く求めるとともに、教職員の長時間過密労働の抜本的な解決を求めるとりくみをすすめます。